

水質の汚濁に係る事故時の措置の対象物質
 (神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16の2の2)

1	亜鉛及びその化合物
1の2	アクリルアミド
2	アルミニウム及びその化合物
3	アンチモン及びその化合物
4	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
5	エチル = (Z) 3 = [N ベンジル N [[メチル (1 メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
6	塩化チオニル
7	塩素酸塩
8	1 , 2 , 4 , 5 , 6 , 7 , 8 , 8 オクタクロロ 2 , 3 , 3 a , 4 , 7 , 7 a ヘキサヒドロ 4 , 7 メタノ 1 H インデン (別名クロルデン)
9	過酸化水素
10	カドミウム及びその化合物
11	クロム及びその化合物
12	クロルピクリン
13	クロロエチレン
14	次亜塩素酸ナトリウム
15	シアン化合物
16	3 , 5 ジクロロ N (1 , 1 ジメチル 2 プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
17	1 , 3 ジクロロプロペン
18	1 , 3 ジチオラン 2 イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
19	シマジン
20	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は E S P)
21	臭素
22	臭素酸塩
23	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
24	セレン及びその化合物
25	チウラム
26	チオベンカルブ
27	チオリン酸 O , O ジエチル O (2 イソプロピル 6 メチル 4 ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
28	チオリン酸 O , O ジエチル O (3 , 5 , 6 トリクロロ 2 ピリジル) (別名クロルピリホス)

29	チオりん酸O, O ジエチル O (5 フェニル 3 イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
30	チオりん酸O, O ジメチル O (3 メチル 4 ニトロフェニル) (別名 フェニトロチオン又はMEP)
31	チオりん酸S ベンジル O, O ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はI BP)
31の2	鉄及びその化合物
31の3	1, 3, 5, 7 テトラアザトリシクロ [3 . 3 . 1 . 1 ^{3,7}] デカン (別名ヘ キサメチレンテトラミン)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
32の2	銅及びその化合物
33	鉛及びその化合物
34	ニッケル及びその化合物
35	4 ニトロフェニル 2, 4, 6 トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニ トロフェン又はCNP)
36	パラ ジクロロベンゼン
37	砒 (ひ) 素及びその化合物
38	ヒドラジン
39	ヒドロキシルアミン
40	フェノール類及びその塩類
41	ふっ素及びその化合物
42	ほう素及びその化合物
43	ホスゲン
44	ポリ塩化ビフェニル
45	ホルムアルデヒド
45の2	マンガン及びその化合物
46	N メチルカルバミン酸 2 セカンダリ プチルフェニル (別名フェノプカルブ 又はBPMC)
47	モリブデン及びその化合物
48	有機燐 (りん) 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNに限る。)
49	油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。)
50	りん酸ジメチル = 2, 2 ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)
51	アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が8.6を超えるものに限る。)
52	酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が5.8未満のものに限る。)